

日 EU BDRT
WP 6 「Sustainable Development」 2008 年提言
(仮訳)

昨年の提言（2007 年 6 月）以降、地球温暖化対策、特にポスト京都議定書に関する議論が国連、政府間、民間などグローバルに展開されてきており、それらの動きも踏まえながら、引き続き今年も地球温暖化問題について提言を行う。

1 省エネ促進に向けた制度の導入

- 6-EJ-1a 温室効果ガス（GHG）の排出を削減し、地球温暖化を防止するためには、短期的には省エネ機器・設備、低燃費車の開発を促進し、それらを普及・拡大させることが重要である。
- 6-EJ-1b 日 EU 産業界は、競争力向上の面からも省エネ機器・設備や低燃費車の開発に相当な力を入れてきたが、それらの普及を加速させたためには、社会的、経済的制度面での支援が必要である。
- 6-EJ-1c 欧州委員会並びに日本政府が、オフィスや家庭における省エネ機器の普及促進や省エネ型の住宅や建築物の拡大を支援、促進する制度の導入を要望する。日本側メンバーは、日本政府に対して、補助金や税制優遇措置を導入することを要望する。

2 エネルギーの脱化石燃料化

- 6-EJ-2a 中長期的にはエネルギーの多様化・脱化石燃料化を進めることが重要である。
- 6-EJ-2b 化石燃料の代替となる原子力発電の利用拡大はエネルギーセキュリティと合理的な価格でのエネルギー安定供給の面からも必要である。原子力発電の利用にあたり、安全確保と国民の信頼回復を図るための取組みの強化は不可欠である。
- 6-EJ-2c また、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及促進も必要である。そのためには、技術開発によるコスト削減と政策の導入が必要である。日本側メンバーは、日本政府に対して、民間事業者からの一定価格での買い上げや補助金など事業者や国民の利用拡大につながる実効的な制度の導入を要請する。風力発電を促進するにあたり、エネルギーシステムの安定性と電力系統バランスは考慮されなくてはいけない。
- 6-EJ-2d バイオマスエネルギーやバイオ燃料を促進する際には、砂糖やとうもろこし等の消費者向け食糧供給や関連産業の木材供給に影響を与えてはならない。貴重な資源は、まずは主たる用途に活用され、その後にエネルギーとして活用されるべきである。

3 革新的技術の開発

- 6-EJ-3a 中長期的に、G H G 排出を大幅に削減させるためには、革新的技術の開発と展開なくしてその実現は難しい。日本政府は、本年3月に「Cool Earth—エネルギー革新技術計画」を発表したが、この中には二酸化炭素回収・貯留（C C S）、燃料電池自動車、パワーエレクトロニクスなど21の革新技術がリストアップされている。それぞれ実用化されるまでには巨額なコストと時間がかかることは言を待たない。
- 6-EJ-3b 従い、これらのブレークスルー技術開発のためには、国際的な産官学の連携が不可欠であり、欧州委員会と日本政府には、その技術開発のメカニズムを構築するイニシアティブを発揮することを期待したい。

4 新興国・発展途上国への技術移転

- 6-EJ-4a G H G の削減を地球規模で推進するためには、新興国・途上国での対策も等しく重要であり、特に近年G H G の排出が急増し今後も増加が予想される中国やインドなどに対する温暖化対策が大きな課題である。日本とEU企業が有する環境・省エネ技術をこれらの国々へ移転し、G H G 排出の抑制に貢献すべきである。
- 6-EJ-4b そのためには欧州委員会と日本政府は共同でこの技術移転の規模拡大のための効果的なメカニズムを強化すべきである。このメカニズムの中には知的財産権の適切な保護も含まれる。

5 植林の促進

- 6-EJ-5a 欧州委員会と日本政府は、環境的に健全で、社会的に衡平な炭素隔離を開発、実施する国連環境計画（UNEP）のプランに沿って、植林や植樹を促進するべきである。UNEPによる「10億本植樹キャンペーン」は、主に4つの地域（荒廃林地・荒野、農村部、森林保全地域、都市部）での植林を推進する。植林は再生可能な炭素吸収源であり、また産業用の他にバイオマスエネルギーやバイオ燃料の持続可能な資源となる。森林保全と植林は、真の炭素吸収源として、排出削減努力と認められるべきである。
- 6-EJ-5b 先進的な森林管理によって、森林では排出された二酸化炭素の貯蔵が最大限に行われ、持続可能な生物多様性のバランスが保たれる。木材利用の国際的なバリューチェーンにもとづいた優先順位は、最も合理的な森林利用を確保するために、一刻も早く合意されなくてはいけない。エネルギーの政策において、森林資源を巡る競争が違法伐採や類似現象を引き起こさないような措置が必

要である。

6 ポスト京都議定書の枠組み

2013 年以降のポスト京都議定書の国際枠組みに関しては、我々は以下の点について日本政府と欧州委員会が共にリーダーシップをとって取組むことを期待する。

- 6-EJ-6a 米国を含む先進国はもとより、中国、インド等新興国・発展途上国も含めた全ての主要排出国が参加し、共通のルールの下で応分の責任を果たすこと。
- 6-EJ-6b 地球温暖化対策の究極の目的は、大気中の温室効果ガスの濃度を気候系に対して危険を及ぼさない水準で安定化させることである。主要排出国は、このガス濃度の数値について合意し、この数値を実現させるために、温室効果ガス排出量の削減・抑制について、合理的で実現可能性のある中期的（2020～30 年）、長期的（2050 年）目標を共有するべきである。
- 6-EJ-6c 中期目標を設定する場合は、主要排出国が連携し、エネルギー効率指標、または利用できる最善の技術指標をベースとしてセクター別にGHG削減・抑制量を算出し、それを積上げたやり方が有用である。対象セクターは、産業のみならず輸送分野や民生分野も含めるべきで、国別総量目標を設定する場合もこの積上げ方式をベースとすべきである。
- 6-EJ-6d このセクトラルアプローチは、2012 年以降のポスト京都議定書として、国別目標の公平性を確保すると共に、技術開発や途上国への技術移転を促進させ、途上国も含めて多くの国の参加を得やすい実効的な施策であると考える。
- 6-EJ-6e キャップ＆トレード型排出権取引については、公平で合理的なキャップの設定は非常に難しい。このスキームは、実効的削減に寄与するのかどうか、グローバル市場での企業の競争促進と成長につながるのか、長期的視野での温暖化防止のための革新的な技術開発を促進するのかどうか、産業の国際競争への影響、炭素リーケージの危険性などについても十分に見極めたうえで可否を慎重に検討するべきである。

7 産業界としての取組みと国民の意識改革

- 6-EJ-7a 全ての利害関係者のための削減努力が公平で、効率的になるためには、包括的で統合されたアプローチが必要である。このアプローチによって、各セクターの削減ポテンシャルが導き出される。EUの産業界は、前述の如く、省エネ機器や低燃費車などの技

術開発に取り組んできた。また、環境負荷を削減するグリーン調達から生産革新、リサイクルに至るまでの製品のライフサイクルでのGHG排出削減に努力してきた。更に工場・事業場・オフィスにおける省エネ化にも積極的に取り組んできており、日EU共産業界としては1990年比でGHG排出が削減されている。今後も更なる企業全体としてのGHG排出削減を進めて行く。

- 6-EJ-7b 一方、家庭部門からのGHG排出が増加しており、国民に対するGHGを削減するための意識改革が必要である。日本側では、企業の中では社員の家庭での「環境家計簿」の奨励などを行っているが、日本政府に対しては、義務教育におけるエネルギー環境教育の充実やサマータイムの導入を図るなど国民に対する積極的な啓発活動を要望したい。

以上